

○奈良県耐震改修促進計画を改定しました

<改定の目的>

本県において、地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、県民の生命と財産の保護を図るため、県・市町村及び建築関係団体等が連携して計画的かつ総合的に既存建築物の耐震化を推進するための基本的な枠組みを定めることを目的として奈良県耐震改修促進計画を平成19年に策定しました。当該計画は平成27年度をもって終了しますが、本県においても、引き続き、地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、平成25年の法改正等の国の動向と整合を図るため、計画を改定しました。

<計画期間>

平成28年度から平成32年度

<目標設定>

	現状		平成32年度
住宅	79%	→	95%
多数の者が利用する民間建築物	87%	→	95%
県有建築物	87%	→	95%以上

【奈良県耐震改修促進計画はこちら】

平成28年度から平成32年度

<http://www.pref.nara.jp/item/154068.htm#itemid154068>

平成19年度から平成27年度

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=3783>

○耐震診断義務化建築物に対する補助制度について

国の耐震診断義務化建築物に対する補助制度がこれまで平成27年度までの期限の措置でしたが、**平成30年度まで延長されました。**

【耐震診断に対する補助制度】
・平成27年度末で終了します。

【補強設計に対する補助制度】
・平成30年度まで延長

国 補助金 1／3	事業者 2／3
-----------------	------------

【耐震改修に対する補助制度】
・平成30年度まで延長

国 補助金 11.5%	事業者 88.5%
-------------------	--------------

- ※ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物が補助の対象となります。
- ※ 補助制度を適用する場合は、事前に対象建築物の確認・補助申請が必要です。
- ※ その他詳細な事項については、国の耐震対策緊急促進事業実施支援室にお問い合わせください。

耐震対策緊急促進事業実施支援室
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル3F
TEL 03-6214-5838 / FAX 03-6214-5798
E-Mail info@taishin-shien.jp
受付:月～金曜日(祝日、年末年始を除く)9:30～17:00

耐震技術者等派遣事業を実施しています(活用のお願ひ)

県では、耐震診断・耐震改修に関する研修会等における講演や専門的な相談に応じられる技術者等を派遣する事業を実施しています。**積極的な活用をお願いします。**

奈良県建築課建築審査係 TEL : 0742-27-7561 まで ご連絡ください。

【ニュースレターのバックナンバーはこちら】

「奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会」 <http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=3787>

奈良県耐震化協議会 検索



発行日：平成28（2016）年3月

奈良県県土マネジメント部
まちづくり推進局建築課
〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL : 0742-27-7561
FAX : 0742-27-7790